森町地域クラブ認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内の中学生が参加するスポーツ又は文化芸術活動を実施する地域団体等の認定に関し必要な事項を定めることにより、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で中学生の健全な育成及び多様な活動機会の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　地域クラブ　森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した地域団体等をいう。

（２）　参加費　教育委員会が指導者謝金等の経費に充てるために保護者等から徴収する費用をいう。

（３）　会費　地域クラブが活動の維持運営に必要な経費に充てるために保護者等から徴収する費用をいう。

（認定の要件）

第３条　地域クラブは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、町内の中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、多様な活動機会の確保に資するものであること。

（２）　適切な休養日及び活動時間を設定すること。

（３）　会費は、参加費とは明確に区分し、活動の維持運営に必要な範囲で可能な限り低廉な額を設定するとともに、適正に管理すること。

（４）　適切な指導の実施体制が確保されていること。

（５）　適切な安全確保の体制が確保されていること。

（６）　適切な運営体制が確保されていること。

（学校等との連携）

第４条　地域クラブは、生徒が在籍する中学校等と連携し、必要に応じて活動状況や大会参加等の情報を共有しなければならない。

２　前項の情報共有に当たっては、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならな

い。

（認定の申請等）

第５条　地域クラブの認定を受けようとする地域団体等の代表者は、森町地域クラブ誓約書兼認定申請書（様式第１号）、森町地域クラブ認定要件確認書、団体の規約、会則等及び活動の概要が分かる資料を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の場合において、教育委員会は、地域団体等の活動の内容を審査するために必要と認めるときは、地域団体等に対し、同項に規定する書類のほかに必要な資料の提出を求めることができる。

３　教育委員会は、第１項の申請があったときは、その内容を審査し、森町地域クラブ認定（不認定）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　認定の有効期間は、認定の日の属する年度の年度末までとする。

２　認定の更新を受けようとする地域クラブは、有効期間の満了の日の２月前までに、前条の規定の例により申請しなければならない。

（変更又は休止の届出）

第７条　地域クラブは、申請内容に変更が生じたときは、速やかに森町地域クラブ変更の届出書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

２　地域クラブは、活動を休止しようとするときは、速やかに森町地域クラブ休止の届出書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第８条　教育委員会は、地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（１）　この要綱に定める要件を満たさなくなったと認めるとき。

（２）　不正な手段により認定を受けたとき。

（３）　地域クラブから森町地域クラブ認定取消しの申出書（様式第５号）による申出があったとき。

２　教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、森町地域クラブ認定取消通知書（様式第６号）により当該地域クラブに通知するものとする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。